

令和6年監査公表第8号（住民監査請求）

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、住民監査請求の提出があり、同条第5項の規定により監査を実施したので、その結果を公表する。

令和6年7月22日

半田市監査委員 沢田 清

住民監査請求について

令和6年5月20日付けで請求人から提出のありました、地方自治法第242条第1項の規定に基づく「住民監査請求書（10枚）」について、次のとおり通知する。

第1 監査の請求

1 請求人

半田市■■町■■丁目■■番地の■■
■■ ■■

2 請求書の提出

令和6年5月20日

3 請求の要旨

請求人から提出された、住民監査請求書に記載された事項に基づく請求の要旨は、以下のとおりである。

●令和6年5月20日付け、「住民監査請求書（10枚）」

地方自治法242条1項の規定に則り、本件請求書を提出しますので、必要な措置を求めます。

本件について、市監査委員の沢田氏との陳述の機会を与えていただくよう求めます。

第1. 請求の趣旨

半田市の住民監査請求制度は、現在機能不全にあります。その状況になった原因は、多岐にわたりますが、最大の原因は、市民代表監査委員が地方自治法196条に定める資質に大きく欠けているのみならず、同法198条の三.に定める公正不偏で正当な職務を行っていないからです。このような状況を半田市長は、把握・認識しながら、半田市の住民監査請求制度の正常化に向けて同市長が全く対応・改善しようとしません。これは、半田市長が自身の職務を放棄しているのです。従って、半田市が半田市長に支給した給与等の3か月分375万円を半田市長は、半田市に返納して弁

償するよう求めます。

＊「住民監査請求書（10 枚）」の内、「第 2．請求の理由」、「第 3．証拠方法」については、記載を省略している。

第 2 監査の実施

請求人による証拠の提出及び陳述の機会

法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人に対して令和 6 年 7 月 12 日に陳述の機会を与え、請求人の趣旨の陳述を受けた。

（陳述に出席した請求人） ■■■■■■

また、同日、「令和 6 年 7 月 12 日（金）午前 9 時からの請求人陳述」の提出があり、これを受理した。

第 3 監査委員の判断

- 1 本住民監査請求において、「市民代表監査委員が地方自治法 196 条に定める資質に大きく欠けているのみならず、同法 198 条の三. に定める公正不偏で正当な職務を行っていない」「市民代表監査員の西川承を地方自治法 197 条の二. の規定によって速やかに罷免すべき」、「西川承が監査委員として不適格」と記載されているが、西川委員は法 198 条の 3 の規定に基づき、常に公正不偏の態度を保持して、監査等を行っていて、資質に欠ける事実は確認できないため、不適格という判断はできず、罷免する必要はない。

「市監査委員あるいは同事務局は、請求人が令和 6 年 3 月 18 日付けで提出していた 4 件の住民監査請求書全てを市監査委員二人全員が法の規定によって除斥されるとの理由で、請求人に監査することができない旨を文書で伝えてきました」と記載されているが、当該住民監査請求が監査委員全員に対する監査請求であり、監査委員全員が利害関係者に該当し、法に則り除斥され監査することができないもので、違法性はない。

「半田市は、後任の市民代表監査委員を早急に選任しなければいけません。」と記載されているが、監査委員が除斥されたとしても、当該監査請求について判断をする、新たな監査委員を選任しなければならないとする法令上の根拠はなく、違法性はない。

- 2 令和 6 年 5 月 20 日付け、請求人より提出された住民監査請求書（10 枚）は、令和 6 年 5 月 2 日付け、同一請求人より提出された住民監査請求書（10 枚）と、令和 6 年 5 月 7 日付け、同一請求人より提出された住民監査請求書（10 枚）Ⅰと住民監査請求書（10 枚）Ⅱと住民監査請求書（10 枚）Ⅲ、及び令和 6 年 5 月 9 日付け、同一請求人より提出された住民監査請求書（10 枚）とそれぞれ同一内容と判断できる。
- 3 「住民監査請求に係る監査の結果について」の内容に関しては、既になされた住民監査請求を再度行うことの可否について、「法 242 条第 1 項の住民監査請求に対し、同条第 3 項の規定による監査委員の監査の結果が請求人に通知された場合において、請求人たる住民は、監査の結果に対して不服があるときは、法第 242 条の 2 第 1 項の規定に基づき、同条の 2 第 2 項第 1 号の定める期間内に訴えを提起すべきものであり、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されないものと解するのが相当

である。」と判示（昭和 62 年 2 月 20 日 最高裁判所判決）されている。

4 上述「第3 監査委員の判断 2 及 3」に記載のとおり、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは、「一事不再理の原則」により、許されないものと解するのが相当である。

第4 結果

本住民監査請求については、以下のとおり決定した。

本住民監査請求は、請求人の主張する措置の必要性は認められないことから、理由がないものとして、棄却する。

以上